

「第3次本庄市障害者計画・第5期本庄市障害福祉計画・第1期本庄市障害児福祉計画（案）」に対する意見と市の考え方

「第3次本庄市障害者計画・第5期本庄市障害福祉計画・第1期本庄市障害児福祉計画（案）」に対するパブリックコメントを実施したところ、貴重なご意見をいただきありがとうございました。

提出された意見と市の考え方を以下のとおり公表いたします。

1. 意見等の募集期間：平成30年1月10日（火）～2月9日（金）
2. 意見等の受付人数：3人 14件（提出方法の内訳：郵送1人、FAX1人、持参1人）
3. 提出された意見等および市の考え方

	提出された意見	提出された意見に対する市の考え方
①	【5ページ 本計画における障害者等の概念】 高次脳機能障害が精神障害に含まれることを何らかの形で記してください。	図表「本計画における障害者等の概念」内の以下の文章を修正いたします。 修正前：精神障害（発達障害を含む。） 修正後：精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。） 修正前：なお、『発達障害』とは、～中略～をいいます。 修正後：なお、『発達障害』とは、～中略～をいい、『高次脳機能障害』とは、事故や病気などで脳に損傷を受けた後、記憶力や注意力の低下などの症状が現れ、日常生活や社会生活に支障が出る障害のことをいいます。

②	【44 ページ ①障害者の権利擁護の推進】 高次脳機能障害についての啓発・広報について記してください。	いただいたご意見につきましては、44 ページ主要事業「1 共生社会に関する理解啓発の促進」等により既に本計画に包含されているものと考えます。 本計画は障害のある方全体に関する施策や福祉サービスのあり方について定めるものであり、高次脳機能障害についても対象としています。今後とも、障害全般について正しい知識を周知し、市民が相互にその人格や個性を認め、尊重できる社会の構築に向けた啓発・広報を進めてまいります。
③	【46 ページ 1 母子保健の充実】 障害の発生予防，受診勧奨に努めます。とありますが障害の発生予防という文言は障害のある方の生存権を否定するものではありませんか？母子保健法の中にも発生予防という言葉はないようです。	健康づくりを通じ、予防が可能と考えられる後天的な障害を予防（二次予防）する旨を示す部分ですが、誤解を招きかねない表現と判断されるため、修正いたします。
④	【46 ページ 保健・医療サービスの充実 1 母子保健の充実】 検診結果への早期対応による障害の発生予防 とありますが、私が重度の脳性マヒにより話すことなど、生活全般に不自由がありますが、障がい自分なりに受け止めて日々充実して生きてきました。そうした私の目線から見ると、障害の発生予防という言葉は障害イコール不幸という考え方に立っているように思えます。医学の進歩により出産前の胎児の状況が分かるようになりましたが、いろいろなことが産む前にわかることが出来ても、産むか産まないかは夫婦で決めることであり、行政が口をはさむことではないと思います。日本においては倫理面の課題を残したまま、検査だけが許可され、	1 母子保健の充実 修正前：「○健診結果への早期対応による障害の発生予防、受診勧奨に努めます。」 修正後：「○健診の受診勧奨に努め、健診結果への早期対応により、母子の健康づくりを支援します。」 4 健康管理体制の充実 修正前：「○健康診査等の結果への早期対応による障害の発生予防、早期治療を促進します。」 修正後：「○健康診査等の結果への早期対応により健康づくり及び早期治療を促進します。」

	夫婦が悩んでいると聞きます、行政に今の時点で求められているのは生まれた障がいのある子どもに手厚い医療、教育、福祉の施策が用意されているかだと思います。以上が私の意見であり、「障害の発生予防」という文言を削除していただきたい。これが提言です。	
⑤	【46 ページ ③保健・医療サービスの充実】 高次脳機能障害の疑いのある方が、高次脳機能障害と早期に診断につながるよう「早期発見・早期対応」する旨のことを計画に記してください。	いただいたご意見につきましては、46 ページ主要事業「2 成人保健の充実」等により既に本計画に包含されているものと考えます。 各種健（検）診などを通じ、高次脳機能障害を含めたすべての障害について、早期発見と適切な支援の提供に努めております。今後も医療等との連携により、障害の早期発見・対応に努めてまいります。
⑥	【48 ページ ⑥サービス・支援体制の充実と人材の確保】 又は 【49 ページ ⑦相談・情報提供・意思疎通支援の充実】 高次脳機能障害の方への支援について、高次脳機能障害支援モデル事業の成果など活用しながら、医療から社会復帰まで多機関が連携して支援をしていく体制を整備していくことを計画に記してください。	いただいたご意見につきましては、48 ページ主要事業「1 自立支援協議会の充実」等により既に本計画に包含されているものと考えます。 高次脳機能障害支援モデル事業の報告書では、「高次脳機能障害の症状は、一見して認識することが困難」であり、「行政関係者、医療・福祉関係者など各方面の関係者による幅広い取組みが必要」であることなどが述べられています。これを受けて、今後も相談支援専門員のネットワークの構築や埼玉県高次脳機能障害者支援センターとの連携等を図ってまいります。
⑦	【48 ページ ⑥サービス・支援体制の充実と人材の確保】 又は 【49 ページ ⑦相談・情報提供・意思疎通支援の充実】 40 歳以上で脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった方が、介護保険サービスだけでなく介護保険サービスと併用できる障害福祉サ	いただいたご意見につきましては、47 ページ④自立支援給付の充実の主要事業「1 介護給付の充実」等により既に本計画に包含されているものと考えます。 介護保険の被保険者であり、受給している障害福祉サービスに等しい介護保険サービスがある場合は、介護保険サービスを優先して受給することが基本とされています。（利用者ご本人が必要としている支援内容を十分

	ービスが利用できる早期に診断につながる連携体制を作っていくことを計画に記してください。	に精査して決定するため、一律に介護保険サービスが優先されるわけではありません。) 高次脳機能障害のある方においても、サービスを受給されている場合は、その状況を十分に考慮し、介護支援専門員等との連携も図り、必要な支援が受けられるよう配慮してまいります。
⑧	【49 ページ ⑦相談・情報提供・意思疎通支援の充実】 又は 【87 ページ ⑥意思疎通支援事業】 意思疎通支援事業の支援対象に高次脳機能障害も含まれること、入院中も意思疎通支援事業が利用できることを記してください。	本計画は障害のある方全体に関する施策や福祉サービスのあり方について定めるものであり、高次脳機能障害についても対象としています。 高次脳機能障害のある方を含めて、支援が必要であると判断される場合は、意思疎通支援事業の対象となります。今後も本事業の実施にあたっては、利用される方の状況を考慮し、適切なサービス提供に努めてまいります。
⑨	【57 ページ ②雇用・就業の促進】 例えば在職中に高次脳機能障害となった方への支援において、「休職中の就労継続支援 B 型（非雇用型）の利用」や「休職中の就労移行支援サービスの利用」が可能であること、雇用主も障害者雇用安定助成金（障害・治療と仕事の両立支援制度助成コース）の利用が可能であることなどを周知するとともに、既に雇用されている継続を図ることなど、中途障害の（高次脳機能障害となった）方の特性に応じた就労支援策も記してください。	いただいたご意見につきましては、57 ページ「②雇用・就業の促進」等により既に本計画に包含されているものと考えます。 障害者手帳をお持ちの方等が、就労継続支援（A 型・B 型）や就労移行支援などの障害福祉サービスを受給する条件を満たす場合は、市として必要なサービスを給付します。また、それ以外の支援においても、相談窓口等において個別に制度をご案内してまいります。
⑩	【66 ページ (2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築】 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」と記されている	いただいたご意見につきましては、66 ページ「(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」により既に本計画に包含されているものと考えます。 本計画は障害のある方全体に関する施策や福祉サービスのあり方につ

	部分を「精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）にも対応した地域包括ケアシステム」にするなどして、この事業の対象に高次脳機能障害が含まれることを明示してください。	いて定めるものであり、高次脳機能障害についても対象としています。また、この施策の多くが都道府県等が主体となっていく事業であることを踏まえ、国が示した標記と一致させることとしております。
⑪	【66 ページ （3）地域生活支援拠点等の整備】 高次脳機能障害の方への支援も、地域生活支援拠点等の整備の一環で考えていくことを計画に記してください。	いただいたご意見につきましては、66 ページ「（3）地域生活拠点等の整備」により既に本計画に包含されているものと考えます。 「地域生活支援拠点等の整備」にあたっては、障害のある方の高齢化や重度化、「親亡き後」を見据え、障害のある方の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を行うこととなっています。体制の整備にあたっては、埼玉県や近隣市町村との連携のもと、拠点に必要とされる機能を果たせるよう、今後も検討を進めてまいります。
⑫	【72 ページ 自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）】 障害による対象者要件が撤廃される可能性が高いですので、対象障害を限定しない形に変更してください。なお、その折に、可能でしたら高次脳機能障害の方への支援についても記していただけるとうれしく存じます。	本計画の策定にあたっては、策定時における最新の法制度に基づき、各種施策や事業の方向性を定めております。障害福祉サービスは障害者総合支援法に基づいて、実施される事業の一つであることから、要件の緩和等があった場合は、本市においても、利用される方が不利益を被らないよう、障害者総合支援法に基づくサービスの提供を行ってまいります。
⑬	【全体】 高次脳機能障害の方が徘徊してしまった際、ご本人、ご家族の方などが利用できる施策を記してください。	いただいたご意見につきましては、総合支援法のサービス（生活介護、移動支援事業等による包括的な見守り）や、相談支援専門員による相談支援事業により既に本計画に包含されているものと考えます。 今後とも国や埼玉県等との連携のもと、また本市の高齢者福祉施策等と連携し、障害のある方や高齢者などを見守り、支える家族の方への支援を引き続き行ってまいります。

⑭	【55 ページ ①保育・療育・教育の充実】 又は 【69 ページ (5)障害児支援の提供体制の整備等】 又は 【100 ページ 第4章 障害児支援事業】 小児の高次脳機能障害への具体的な支援策を記してください。	いただいたご意見につきましては、46 ページ主要事業「1 母子保健の充実」における健診結果への早期対応等をはじめ、既に本計画に包含されているものと考えます。 今後とも埼玉県高次脳機能障害者支援センターや本市の子育て支援担当と連携し、必要に応じた支援を進めてまいります。
---	---	--